

I 給水車の大量不足

分類		項番	事案名	対策の概要	考えられる効果
大分類	小分類				
水道事業体の給水車活用	(A)「給水車要請ルール」新設	1	応急給水マニュアルの作成	応急給水計画作成手順をマニュアル化する。	迅速に応急給水計画を立案することで、なるべく早い時期に必要な給水車台数を把握し、他事業体への要請をすることができる。
		2	給水車要請ルールの新設(出動先エリア等)	▼要請にあたっては、加圧式・非加圧式を分ける ▼初期期の加圧式の給水車の要請は、人命に関わる施設(病院、人工透析施設、福祉施設等)に限定	加圧式給水車の対応を必要とする医療機関などへの対応を最低限確保することにつなげる。
		3	給水場所の優先順位の設定	病院など優先的に応急給水を行う施設の優先順位をあらかじめ決めておく	限られた給水車の応急給水先を限定し、効率的に給水車を効率的に運用できる
		4	給水車要請ガイドラインの策定	給水車の応援を他事業体へ要請する際の考え方について定める。 ・給水車による応急給水活動の考え方 ・必要給水車台数算出の方法 ・給水車要請台数の考え方	給水車の過剰な要請が抑えられる。
		5	給水車の機能別(加圧・非加圧)による応急給水方法の決定	①加圧式給水車は、医療機関や入所型社会福祉施設等の受水槽やキャンパス水槽等を設置した場所への運搬補水を基本とする。 ②非加圧式給水車は、応急給水を行う施設へ配備する。 ③必要に応じてキャンパス水槽等の物資支援を調整する。	加圧式給水車をより効率的に稼働させることができる。
	(B)南海トラフ巨大地震発災時の給水車必要台数の精査・試算	6	給水車保有台数調査の毎年実施	日水協地方支部ごとに毎年度末時点の給水車の加圧・非加圧別に保有台数を調査し、最新の全国の給水車の保有状況を把握し、救援体制の想定等に活用	給水車の有効活用と過大な要請を抑える
		7	南海トラフ巨大地震発生時の津波被災地域を除外した給水車必要台数調査	津波で被災した地域は、発災初期には、住民が避難して、給水車対応が必要なくなることなどを加味して、南海トラフ巨大地震発生時の給水車の地域別の必要台数を地方支部別に想定	給水車の有効活用と過大な要請を抑える
		8	給水車要請台数の再検討	要請台数が適正な台数か、中部地方支部の訓練の中で再度検討する。	過剰であると思われる給水車要請台数を適正な台数に修正
		9	給水車要請台数算出方法の情報共有	各都市が給水車必要台数を算出する際の計算方法や基本的な考え方を情報共有する。	他都市の計算方法や基本的な考え方をすることで、各都市が必要台数の見直しを行う。
		10	発災直後における給水車要請台数の目安の事前決定	①発災初期に要請する応急給水は、最も優先度が高い災害拠点病院、透析医療機関等の医療機関を対象とする。 ②過去の災害応援における応急給水実績から、給水車1台(2t,4t)あたりの受持ち施設数(受水槽容量も考慮)を整理し、参考資料とする。 ③被害想定から①の被害施設数の算出(想定)が可能な事業体は、発災直後における給水車要請台数の目安をあらかじめ算出しておく。	発災初期における応急給水の優先施設を明示することで、限りある給水車の効果的な配分ができる。
		11	不足する給水車台数の精査	給水車不足台数の調査、精査 ・応援要請を行う際の給水車必要台数の共通の根拠 ・非常時に稼働できる(応援可能である)給水車台数の再確認	給水車の過剰要請の抑制
		12	病院施設等の応急給水体制の確立	病院施設等、人命に関わる施設について、あらかじめ、必要最低限の給水量、給水車の必要台数、受水槽の有無・容量や場所・給水方法を確認しておき、応急給水車の必要台数を確保・情報共有しておく。	医療活動への影響を可能な限り小さくすることができる。
	(C)給水車の保有・維持・拡充	13	国への補助要望	給水車購入に対する補助金創設を要望する。	各事業体での給水車購入促進
		14	給水車保有台数の維持	各事業体の給水車保有台数の維持	不足する給水車数の抑制を図ることができる。
		15	給水車の保有台数基準の策定	各事業体の事業規模などから、保有しておくことが望ましい給水車台数を算出し、努力目標とする。	各事業体での給水車購入促進
	(D)運転要員の確保と活用	16	給水車運転要員の被災地支援	給水車はあるが運転手不足により活動できない、また、運転手が長期間連続業務による疲労に対応するため、他の事業体の運転手や雇上運転手を派遣	職員数や給水車の運転可能者の減少により給水車支援台数の減少を抑える
		17	運転要員登録制度	給水車の配置(管理)部署にとらわれず、広く運転要員を募集し、登録者に対し運転技術、給水操作及びメンテナンスに関する研修や準中型免許を公費にて取得させる。	発災時や他都市救援時の給水車運転要員確保
		18	他都市職員による給水車の運転、運転補助	給水車は各都市の職員シフトにより、例えば8時間や10時間しか稼働しておらず、残りの時間は基本的に未稼働状態であるが、交代職員が確保できれば残りの時間も稼働させることができる。 交代職員も自都市の職員で対応することが大前提であるものの、災害時には他都市の職員による運転(または運転補助)を可能とするよう、平時よりその手続きを都市間で定めておく。	災害時においても、シフト休憩や人員不足により給水車が遊休化するケースがある。必要に応じて他所属の職員が乗車(または運転)することにより、給水車の運行稼働率を可能な限り高め、基幹病院のような大きな受水槽に対しても24時間ヒストン給水が可能となる。
		19	免許制度の緩和	給水車の運転に関して、最大積載量の条件を緩和する。	給水車を運転することができる人員を確保できる。
民間・自衛隊の給水車活用	(E)民間の活用	20	民間事業者との給水車支援に関する連携	大型の加圧タンク車を保有する民間事業者との間で、自都市の給水車支援だけではなく、他都市への応援派遣も可能な協定を締結する。	病院等への給水が可能であり、他都市・防災関係機関以外からの加圧タンク車の増援が見込める(直接効果)。
		21	民間団体が保有する給水車の活用	民間団体と協定を締結する。他都市を支援する際に民間団体からの要員を同行させることができる内容の協定とする。	活用できる給水車台数の増台が見込まれる。
		22	自衛隊、民間との連携強化	自衛隊をはじめ(公社)全日本トラック協会や民間団体等との連携強化	連携強化に伴う車両・人員等の確保により、不足する給水車台数の低減を図ることができる。
		23	「民間大型給水車活用リスト」の制作	・各都市で大型給水車を保有する民間と支援協定を締結し、それらを全国で共有化し、大規模災害発災時には、協定締結都市を通じて、民間大型給水車の支援を可能とする。	大量の水道水を必要とする医療機関等への応急給水の効率性アップ
		24	民間事業者所有給水車の活用	民間事業者が所有する給水車等を有効活用するために、協定等を締結する。	活動可能な給水車台数が増える。
		25	水道事業体以外からの給水車確保	水道事業体以外の民間企業や団体が保有している給水車の台数を把握し、協定等により稼働可能とする。	非常時に稼働できる給水車の台数底上げ
		26	民間事業者の応急給水協力	民間事業者と協力協定書を締結し、発生後迅速に、他の業務に優先して、給水車・仮設水槽等の資材及び人員を出動し、応急給水に協力してもらう。	迅速に救援要請に対応することができる。 (本市は、北九州管工事協同組合と協定を締結し、他都市応急給水の際も協力をしてもらっており、給水車の不足分を補うことができている。)
	(F)自衛隊の活用	27	自衛隊との連携	地元の自衛隊師団等と調整し、保有給水車台数を事前に確認、発災時の連携した応急給水活動の方法を確認し、自衛隊の大型給水車(5トンタンク)を効率的に活用	大量の水道水を必要とする医療機関等への応急給水の効率性アップ
		28	海上保安庁との連携	海上保安庁は大規模災害の際に海上のみならず、陸上での救助活動も可能であり、船からの給水及びヘリコプターで飲料水を輸送できることから協力体制を構築する。	ヘリコプターでの輸送は大量の飲料水を一度に運搬が可能なため、応急給水に多大な貢献ができ、不足している給水車の応援が期待できる。また、船から給水車に注水することで効率的な応急給水につながる。
		29	民間、自衛隊等所有の給水車の活用	民間事業者、自衛隊が所有する給水車を水道事業体の指示下に置く。	指揮系統を一本化することにより、効率を上げることができる。

I 給水車の大量不足

分類		項番	事案名	対策の概要	考えられる効果
大分類	小分類				
給水車活用に係る間接的な対策	(G) 給水車の有効活用（活動ロスの低減）	30	仮設水槽の配置・貸与	給水所で給水車が据え置きとならないように、給水所に仮設水槽を配置し、給水車が巡回して補水する。仮設水槽を保有していない又は数の少ない被災都市には貸与する。	給水車1台で複数の給水所を受け持つことができる。また、給水車が給水基地へ注水に向かう際に、交替用の給水車の準備あるいは住民への給水の一時休止をしなくても良くなり、給水車の必要数減、安定給水に寄与する(間接効果)。復旧の進んでいない、給水車を大量投入する災害初期にその効果が高い。
		31	移動式水槽等の整備	移動式水槽(キャンパス、バルーン型水槽、車載式給水タンク)や応急給水設備の整備	給水車は設置する移動式水槽等への巡回補給となり、不足する給水車台数の低減を図ることができる。
		32	給水車充水場所の増加	・給水車への充水場所での充水口の増加 ・給水車への充水場所をできるだけ多く設置し、応急給水場所と充水場所の距離を短縮	給水車の時間的ロスを少なくし、給水車必要台数を低減する
		33	給水車の活動時間ロスを無くす(組立式仮設水槽の活用)	・避難所等住民への応急給水は、給水車から直接行わず、仮設水槽を活用して行う。 (給水車は水道水の運搬に特化し、時間的ロスを無くす)	給水車の必要台数を低減する
		34	車載式組立給水タンクの活用	車載式給水タンクを購入し、事業者が所有するトラックやトラック業協会等(協定を締結している自治体(事業者))の車両を利用して運搬給水を実施する。	加圧機能がないため、市民への応急給水などに利用し、加圧機能を持つ車両を病院等へ回すことが可能になる。
		35	学校受水槽を活用した応急給水栓の設置(岡山市実施済)	災害時、市立小中学校の受水槽を応急給水タンクとして利用するため、応急給水栓を設置している。断水時は、受水槽と給水スタンドを接続して給水を行う。給水車は拠点に常駐せず、浄水場等から小中学校受水槽への補水作業を行う。	給水車の効率的配車
		36	給水車の運用方法の統一化	応急給水場所では、仮設水槽などによる給水方法に統一化し、給水車(加圧式)は常駐による応急給水は実施せず、仮設水槽などへの巡回運搬による補水に特化する。	給水車の役割りを明確化し、運用方法を統一化することで、給水車不足解消の一助となる。
		37	給水タンク設置部隊の創設	給水ポイントを設定したら、まず給水タンク設置部隊がタンクを設置していき、その後、加圧式給水車による運搬給水を行う。	加圧式の給水車を運搬給水に専念させることで、限りある給水車を効率的に運用することができる。
		38	給水車の優先走行	道路での渋滞発生時は、給水車を優先して通行できるようにする。	給水車の運搬効率を上げることができる。
		39	給水車の優先給油	給水車の給油を優先し、かつ、無料措置を行う。	給水車の運搬効率を上げることができる。
	(H) 貨物車等の活用	40	既存タンクの有効活用	組立式給水タンクを給水拠点に設置する。貨物車へ従来型のポリタンク・アルミタンクを積載し、補水作業を行う給水車の代替とする。加圧による動力補水が不可能であるため、小型エンジンポンプにより補水を行う。	給水車の代替
		41	飲料水袋等を用いて住民配布	充水した非常用飲料水袋や携行缶を給水車以外で運搬し、給水拠点で配布する。	給水車の代替
		42	水道水を入れたタンク等を運搬	給水車を使用せず、充水したタンクや非常用飲料水袋等を運搬する。給水拠点への補水ないしは直接給水に利用する。 ・トレーラーによるけん引運搬 (トレーラーの車両総重量により、けん引免許やナンバープレートの取得が必要となる) ・大型ドローンによる空輸	給水車の代替
		43	擬似給水車	車両(トラック)、タンク、加圧ポンプを組み合わせて、擬似的な加圧給水車を活用する。	加圧式給水車と同等の性能を確保できるが、整備費・維持管理費を低減できる。
給水車必要台数を減少させる対策	(I) 早期復旧	44	早期復旧を最優先とした応急復旧体制の構築と応急復旧救援活動の早期開始	地元団体優遇を最優先することなく、断水地域の早期解消を最優先にした他事業者の救援部隊の活用も考慮した復旧体制の構築を被災事業者に進言する。併せて、応急復旧救援活動を漏水調査段階の早期から開始することで、漏水個所の特定後、迅速な修理作業を実施し、早期復旧に結び付ける。	断水地域を早期に縮小させることで、応急給水先を減少させる。
		45	応急復旧作業研修の実例紹介と講師派遣	応急復旧作業に関する実務的な研修(応急復旧作業の進め方、必要班数の算出方法等)の実例紹介と応急復旧活動経験者などの講師を紹介、派遣する。	平時の漏水修理活動と異なる災害時の復旧活動の進め方を学び、災害時の効率的な復旧活動と適切な規模の復旧救援要請につなげる。
	(J) 給水車以外の応急給水場所の整備	46	仮設給水栓の設置・貸与	断水エリア近傍の通水エリア内の消火栓等に仮設給水栓を設置して給水所として開設する。仮設給水栓を保有していない又は数の少ない被災都市には貸与する。	給水に給水車を必要としないため、給水車の必要数減に寄与する(間接効果)。仮設水槽と同じく、復旧の進んでいない、給水車を大量投入する災害初期にその効果が高い。
		47	応急給水拠点の整備	耐震貯水槽の整備や配水池の耐震化等による応急給水拠点の確保	応急給水拠点の開設により、不足する給水車台数の低減を図ることができる。
		48	学校受水槽の活用及び耐震給水栓の整備	避難所に指定されている学校の受水槽を活用し応急給水を行う。また、管路の耐震化に合わせ、避難所に指定されている学校に耐震給水栓を整備する。	受水槽の水を活用することや耐震給水栓を整備することで、応急給水を行う給水車の台数を減らすことができる。
		49	給水拠点の整備	給水車に類らない給水拠点(蛇口までの水道施設が耐震化済みの給水拠点など)を増やす。	応急給水に必要な給水車台数を削減できる。
		50	簡易ろ過装置による貯水施設からの給水対策	被災していない学校のプール等を利用し、災害時に簡易ろ過装置を併設。避難者による自助の給水を実施してもらう。	既存の施設を活用することで建設コストを抑えつつ、被災者自らが給水できる体制を作る。各水道事業者は貯水施設への補給と医療施設等への応急給水に限定する等により、給水車や人員の削減ができないか。
		51	管内貯留による水の確保	避難所等、災害時に水を必要とする施設周辺の耐震管に現在配水場等に設置されている緊急遮断弁を設置し、管内に水を貯留。避難所等へは、災害時給水栓を用いて給水できる体制を整える。	給水タンク車が行う運搬給水の拠点数を減らし、タンク車の負担を軽減させられる。
		52	貯水機能付給水管の設置		平時は通常の給水管として機能しているが、断水時には給水タンク内に水道水がストックされ利用できる。給水タンクの上部に出側の給水管がある構造で、給水車の代わりを果たす固定の給水所として活用できる。これにより給水車は給水タンク内に充水するだけで良いことから、限られた給水車を有効に使用することができると考える。
	(K) 住民等への働きかけ	53	水備蓄の推進	住民自らによる水備蓄の推進	応急給水に必要な水量の低減を図ることができる。
		54	医療施設に対する診療機能維持のための水量確保の啓発	厚生労働省では、災害拠点病院の指定要件に「診療機能を維持できる水量(3日分程度)の確保」を検討していることから、災害拠点病院などの医療施設に対して、災害による断水においても診療機能の維持を可能とするため、受水槽容量の増強や水道水以外の水源を備えるなど、必要水量を確保するための手段を啓発する。	医療施設の自助努力により、発災直後においても診療機能を維持するため、一定の水量を確保することで給水車の応援要請を抑制できる。
		55	自助共助の促進	断水体験などを通じて自助共助(水の備蓄)を市民に呼び掛ける。	給水車を利用した給水活動の負担を軽減する。
		56	受水槽の活用	民間の共同住宅などに設置されている受水槽から、水を取り出すことができる場合があることを市民へ周知する。	給水車を利用した給水活動の負担を軽減する。

II 迅速な救援体制の構築

分類		項番	事業名	対策の概要	考えられる効果
大分類	小分類				
大規模災害発生時の救援体制の枠組み設定	(A) 救援体制構築における調整役	1	調査員、リエゾンの派遣	19大都市もしくは各都市個別の枠組みにおいて、発災後すぐに調査員やリエゾンを派遣し、被害状況や支援ニーズを把握する。	早期に被害状況や支援ニーズを把握することで、その後の迅速かつ円滑な支援活動に繋げることができる。また、応援隊派遣の空振りを防ぐこともできる。
		2	情報連絡調整担当水道事業体の枠組み拡大	19大都市の覚書にて規定される応援幹事都市は、日水協の枠組みの情報連絡調整担当水道事業体を兼ねることとする。	19大都市が普段から関係を深めている都市の関係を変更することなく、発災後直ちに被災都市に要員を派遣することが可能となる。
		3	平時に「情報連絡調整担当水道事業体」の覚書を締結	①発生後迅速に被災事業体に代わり、または協力して救援要請に係る調整業務を実施 ②あらかじめ相手先を決め、平素から情報交換や合同訓練実施	①発災後の日水協の調整を待たずに迅速に被災地に救援部隊派遣 ②発災後の被災状況把握と応急対策で混乱している状況下においても正確に状況分析し、適切な規模の救援要請に繋がる。
		4	日水協調整統括担当都市の新設	南海トラフ巨大地震及び首都直下地震等の全国的な救援体制を必要とする大規模災害時に限定し、大都市水道局を代表して日水協本部と救援体制構築等に関する調整を行う都市を東日本と西日本に各1都市新設する。	発災初期の救援体制構築に係る混乱回避と日水協枠組みとの整合を図った救援体制の構築
		5	他都市との協定	協定相手が被災した場合、情報連絡調整担当事業体として被災事業体を支援する。	被災直後の混乱した状況でも、応援事業体を取りまとめることができる。
		6	情報連絡体制及び受援体制の早期確立	①あらかじめ情報連絡調整担当都市を決めておく。 ②被災都市の震度等に応じ、情報連絡担当都市の判断で先遣隊を派遣できる仕組みをつくる。 ③情報連絡調整担当都市が水道給水対策本部の構成員となり、救援本部等との情報連絡や受援体制の構築や応援活動の取りまとめを支援する。	発災により混乱が予想される被災都市における水道給水対策本部の早期確立につなげることができる。
		7	情報連絡調整担当都市の役割の明確化	被災都市の被害が甚大な場合は、情報連絡調整担当都市が救援本部との連絡調整を行うとともに、応援活動の取りまとめを支援する。	被災都市が自事業体の災害復旧に専念できる。
		8	「情報連絡調整担当事業体」の設定	情報連絡調整担当事業体に該当する事業体は、実際に被災地へ派遣する職員をあらかじめ決定。被災地でスムーズな活動ができるよう教育を実施する。 ・マニュアルの作成、研修会の開催、訓練の実施など	派遣までの準備期間短縮 被災地での効果的な差配
	(B) 新たな受援救援の組み合わせ設定	9	南海トラフ巨大地震発災時の受援モデルの作成	南海トラフ巨大地震発災時の被災都市と救援都市の新たなベアリングを作成	①発災後の日水協の調整を待たずに迅速に被災地に救援部隊派遣 ②発災後の被災状況把握と応急対策で混乱している状況下においても正確に状況分析し、適切な規模の救援要請に繋がる。
		10	大都市が主体となった救援体制構築の新たなルール化	全国の救援体制を必要とするような大規模災害の場合は、災害支援の経験や日頃の訓練実施度などから大都市が主体となって、情報連絡調整担当水道事業体や幹事応援水道事業体に速やかに就任する救援体制の構築を日水協の手引きルール化	発災初期の混乱する被災事業体の助けとなり、適切な救援要請規模の算出と応急対策活動の助言などに寄与
		11	南海トラフ巨大地震発生時の津波被災地域を除外した給水車必要台数調査	津波で被災した地域は、発災初期には、住民が避難して、給水車対応が必要なくなることなどを加味して、南海トラフ巨大地震発生時の給水車の地域別の必要台数を地方支部別に想定	新たな救援体制のモデル構築に活用
		12	地方支部間での応援モデルの策定	地方支部ごとに応援先をあらかじめ決めておく	発災後、調整に要する時間を短縮でき、迅速に被災地に応援隊を派遣できる
		13	同時被災の可能性の低い都市との関係強化	同時被災の可能性の低い都市との関係を強化し、あらかじめ応援の役割等をお願いする。	発災時、迅速かつ確実な応援を受けることにつながる。
		14	19大都市以外「応援と受援の組み合わせ」の設定	19大都市以外の事業体については、北海道、東北、北陸、山陰、九州南部等を中心に都道府県単位で「応援と受援の組み合わせ」を設定する。	派遣までの準備・調整期間短縮
被災地における救援体制の早期立上げ	(C) 救援活動実施時における調整役	15	応援本部の設置	複数都市の応援が必要又は応援活動がなされている場合に、応援隊のとりまとめや被災都市のサポートをするために、応援本部を設置する。	被災都市に代わって、迅速な受援体制を構築することができるとともに、被災都市の負担軽減にも寄与する。
		16	応援幹事都市の出動基準の設定	応援幹事市が被災した大都市の活動要請を待たずに要員を派遣する震度の基準を設ける。	発災後、被災地の通信制限等により、活動要請が遅れることが考えられる。一定の震度の基準を設け、大都市に基準の震度以上の地震が発生したときに応援幹事市が自動的に被災都市に赴き応援本部の立ち上げを行うことで迅速な救援体制を構築することができる。
		17	19大都市「応援と受援の組み合わせ」の設定	19大都市間で、「応援と受援の組み合わせ」を設定する。災害対策マニュアルや重要給水拠点ほかの資料を互いに保有し、訓練も実施する。 災害対策マニュアルに、下記規定を必ず定める。 ・応援幹事都市の設定 ・応援幹事都市へ移譲する事務	派遣までの準備・調整期間短縮 応援活動への迅速な着手
		18	応援活動総括都市の設置	①被災都市と応援隊との連絡調整が煩雑とならないよう、応援活動総括都市を設置する。 ②応援活動総括都市は、日本水道協会の地方支部や県支部を基本単位として構成する。	被災都市との連絡調整体制を明確にできる。また、地方支部や県支部を基本単位とすることで、円滑な指揮命令が確立できる。
		19	応援幹事都市の実務に関する研修会の開催	本市を含め、応援幹事都市として応援都市の差配を行った経験がない都市もあると思われることから、経験獲得を補うために、応援幹事都市として経験した実務経験を共有する場としての研修会の開催を提案する。	応援活動への迅速な着手 被災地での効果的な差配
	(D) 支部長の代行の設定	20	地方支部長や県支部長の代理について	①地方支部や県支部の枠を超えた事業体同士がパートナーとなり、地方支部長や県支部長の役割を相互に担う。 ②パートナーとなる地方支部や県支部の連絡体制等を事前に把握する。	①被災事業体は、支部長の役割を代行してもらうことにより、自らの都市の災害対策に注力できる。 ②事前にパートナーとなる支部の情報を把握しておくことで、代役としての役割を効率的に果たすことができ、迅速な応援要請等に繋がる。
		21	日本水道協会支部長機能の早期確立	支部長都市が被災した場合の支援体制を決めておく。	支部長都市が被災した場合は、自事業体の災害対応と、支部長都市としての役割を果たす必要があることから、支部長機能の早期確立につなげることができる。
		22	派遣可能な給水車のリスト化と優先順位の設定	応援都市側で、各支部内の派遣可能な給水車をリスト化するとともに、加圧の有無、派遣可能期間、目的地までの距離を考慮し派遣の優先順位を設定する。	迅速な給水支援に繋がる。

Ⅱ 迅速な救援体制の構築

分類		項番	事業名	対策の概要	考えられる効果
大分類	小分類				
被災地における救援体制の早期立上げ	(E) 事前派遣体制の	23	水道版D-MATの構築	医療の全国的な災害支援体制のD-MATの水道版新設。災害時に派遣する要員等のリストを作成し、平素には要員向けの研修を実施し、スキルアップを図る。	休日などにおいても迅速な救援部隊の出動を可能とし、出動要員のスキルアップにより有効な救援活動を実施
		24	派遣隊のリスト化	各事業体で派遣者をあらかじめリスト化しておく	発災後、事業体内部での調整に要する時間を短縮でき、迅速に被災地に応援隊を派遣できる。
		25	応援派遣者等の事前指定及び事業体間の情報共有	災害発生に備え、年度当初に応援派遣する職員・車両(特に初動の1班)を指定しておく。さらに、それらの情報を事業体間(19大都市間、日水協各地方支部間など)で情報共有しておく。	被災都市へ応援隊を派遣する際に、人選を行う時間が短縮できるため、迅速に応援隊を派遣することが可能となる。また、事前指定された応援派遣者・車両を情報共有することで、被災都市が受け入れ体制を整え易くなる。
	(F) 早期到着被災地	26	応援派遣用装備品の事前準備	平常時より応援派遣で必要となる装備品について整理し、事前準備をしておく。	応援派遣準備に要する時間を短縮し、迅速な応援派遣が可能となる。
		27	「中継水道事業体」設定	事業体ごとの中継水道事業体をあらかじめ決定する。南海トラフ地震を想定し、日本海側の事業体で設定する。	派遣までの準備・調整期間短縮
		28	支援事業体へのルート確立	初期の救援要請に対しては、一刻も早く、安全に応援にかけつけることが重要であることから、大都市間であらかじめ支援の相手先を決め、 ・ルート等を確立しておく ・高速道路、フェリー等、様々なルート確立 ・ルート別の所要時間の確認 ・支援受け入れ場所の確認	相手先に向かうルートを決めておくことで、調整やルート検索に係る時間を削減でき、迅速な応援活動が図られる。
	(G) 情報収集の効率化(システムの活用)	29	災害発生時の日水協との連絡ルールの改定	災害発生時には被災都市からの応援は日水協から他地方支部へ応援要請があるが、大規模災害が発生した場合に応援要請がある前に、各地方支部から応援可能な連絡を日水協本部へ行う。	事前に応援可能な連絡を日水協へすることで、応援要請受理後の調整がスムーズになるため、迅速な応援が可能となる。
		30	大規模災害応援事業体用マニュアルの策定	神戸市水道施設設備の特徴や応急給水・復旧作業に応援事業体に留意してもらう事項、さらには避難所や給水場所等を記載したマニュアル。水道局ホームページのトップページに掲載。	土地勘のない応援事業体職員が可能な限り速やかに応急給水・復旧作業に取り組めることを意図している。
		31	被災地からの情報発信内容の規格化	被災地の給水場所、断水箇所、破損箇所等の情報共有すべき内容を定める。	被災地入り後、現地での活動にスムーズに適応できる。
		32	現地給水本部での情報共有ドライブの設置	被災都市での応援都市活動フロアにて、無線WiFiルータを設置し、オンラインストレージドライブ(googleドライブなど)を共同利用することにより、日々の復旧業務情報などを共有し活用する。 応援隊はWiFi接続可能なPC、タブレットを各自持ち込み活動する。また、被災都市に準備がない場合は、ルータ/ドライブは応援幹事都市(または支部長都市)が準備することも考える。	被害と復旧作業の日々の状況を、被災都市と応援都市職員とが簡便に共有でき、紙ベースでの情報共有に比べ大幅な時間短縮が図れる。また、予め共有ドライブ内に報告様式集などを保存しておくことで、共有ドライブ内で作業を完結することができる。そのに加え応援都市の庁舎事務所でも閲覧可能であるため状況報告メールも最小化できることが期待できる。
		33	被災都市からの初期情報発信ルール	被災都市からの初期情報発信をルール化する。 ルールの例: ・全国報道レベルの災害発生時(震度5弱以上、相当規模の暴風/豪雨/事故など) ・発災後1時間以内、3時間、6時間の時点での状況(被害不明、被害なし…を含め) ・被災都市から19大都市へ一斉メール発信 一「災害時連絡票」様式を改訂し、時間外受信可の都市代表メアドを交換する。	休日夜間における全国報道レベルの災害時には、現状では被災都市または応援幹事都市の携帯へ問い合わせ殺到する可能性。被災都市自らが早期に状況通知することで、迅速な支援準備または待機解除につなげる。互いに携帯電話を塞がないよう、通知は同報できるメール(またはLINE)とする。
		34	災害情報システムの導入	大都市間で共有の災害情報システムを導入し、災害・事故発生時の相互監視を行う。(災害・事故の発生と支援の是非程度)	関係都市の情報を常時監視することで、迅速な対応が可能
		35	ホームページを活用した情報の共有	被災事業体は、ホームページ(※1)を通じて、被災状況、断水規模、復旧進捗状況、応援に必要な人員・職種・専門性等を、出来る限り迅速・確実に情報提供する。 ホームページの管理者は、それら情報の選別・整理を行ったうえで共通様式などに入力し、ホームページに予め設けた「被災情報」欄に、現場写真などとともに最新情報を掲載(随時更新)する。 応援事業体は、ホームページで最新情報を確認したうえで救援準備を行い、人員体制、派遣車両等について、ホームページに予め設けた「応援情報」欄に掲載して全国の事業体で情報共有が図れる体制とする。 ※1) 全事業体が確認できるようなホームページを新たに開設する必要がある。また、不特定多数の者が閲覧、入力できないようにするため、ログインパスワード等を設定する必要がある。	実情に見合った救援体制の構築と最適な準備が可能になるとともに、被災事業体においても、応援規模に応じた受け入れ体制の準備を整えることが可能となる。また、中小の事業体においても、電話やメールなどによる情報提供を待つことなく、速やかに情報収集することができ、迅速な救援体制の構築が可能となる。さらに、恣断や不確実な情報の錯綜、伝達の過程で誤った情報にすり替わるなどの懸念がなくなり、正確な情報をリアルタイムに近いものとして受け取ることが可能となる。
		36	管路図等システム基盤の共通化	管路情報を管理するGISのシステム基盤を各事業体で共通化する。タブレット等のクライアント端末の仕様が同一であれば、応援事業体持参したクライアント端末で、基図・管路等の情報を流用することが可能となる。	応援復旧活動への迅速な着手 復旧の進捗により給水車の融通が可能
	(H) 他機関との連携	37	消防との連携	横浜市では消防局との協定により、消防局所有の給油取扱所で給水車への給油できる体制を構築している。このように、災害時にも確実に燃料を確保できる体制を構築する。	災害時に燃料が不足する中、長時間ガソリンスタンドで並ぶよりも短時間で確実に燃料を確保することができ、迅速な応援活動につながる。
		38	防災関係機関との給水支援に関する連携	自衛隊や国土交通省など給水車を保有する防災関係機関との間で、給水支援の体制や給水車の保有台数などを情報共有し、予め応援・受援エリアを設定しておくことで救援体制を整える。	迅速な給水支援に繋がる。
		39	自衛隊、民間、透折医会等との協力協定の締結	指揮命令系統が異なる自衛隊と災害時における連絡調整や作業分担を行うため、協力協定を締結し、迅速な救援体制の構築につなげる。	連絡調整窓口を事前に決めておくことで、情報が錯さうする災害時においても、自衛隊等と協力して役割分担を行い、迅速で効率的な応急給水活動を行う。